

秋田市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、令和8年秋田市告示第215号は、廃止する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
株式会社秋田魁新報社	秋田市山王臨海町1番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

佐竹史料館企画展前売観覧券販売収入

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年6月9日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年6月9日